

平成 26 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 26 年 5 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カヅエ君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

15 番	山下和弘君	25 番	前田達也君
------	-------	------	-------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

局長補佐	林泰裕	主幹	瀧本由一
参事	藤崎眞二	主査	寺澤大介

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 24 号 事業計画変更承認申請について
- 日程第 6 議第 25 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 26 号 くまもと農業ステップアップ大作戦の目標と作戦計画について
- 日程第 8 議第 27 号 天草市農業委員会非農地化事務取扱要領について
- 日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） ただいまより平成 26 年第 5 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。普通期水稻の準備等で農作業が大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございました。皆さんもご承知のとおり政府の規制改革会議の農業ワーキンググループからの色々な意見は、我々農業委員会、そして農業生産法人に対して厳しい意見が出ております。その中で我々農業委員会は今月 20 日に会長・事務局長会議がございました。緊急要請決議を行うことになりました。そういうことで皆さん方に緊急要請書の内容をお話致しまして、総会に入りたいと思います。

本県の農業・農村の振興ならびに農業委員会組織の活動と運営等につきましては、平素から格段のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、規制改革会議・農業ワーキンググループでは、去る 5 月 14 日に「農業改革に関する意見」をとりまとめ公表しました。

この「意見」については、農業・農村の第一線の現場で頑張る農業委員会にとって、到底納得できる内容では無いと考えています。

このため、熊本県農業会議と熊本県下市町村農業委員会では、5 月 20 日に開催した「平成 26 年度第 1 回市町村農業委員会会長・事務局長合同会議」において、次のとおり「緊急要請書」をとりまとめました。

要請と致しましては、①公選制の堅持について公共性が高く、農業者にとっては財産でもある農地について、地域から選ばれた「代表」であり、地域農業者からの信任を得た農業委員だからこそ、責任を持って管理し、権利移転等の法手続きに関与することが可能である。こうした「代表制」を担保するためには、公平性・公正性・透明性が確保された手続き等が不可欠であることから、農業委員の「公選制」は堅持すること。

②新農政推進のための農業委員会の体制強化と財源の確保について農地中間管理事業等新たな農地制度がスタートし、増大する農業委員会の役割・機能を果たし、新農政を推進するためには、今回、規制改革会議・農業 WG が提言した「機動的な農業委員数の規模（5 名から 10 名程度）」、「複数市町村による事務局の共同設置」については、農業・農村現場の実態を全く無視した内容と考えられる。

については、新農政を農業委員会が先頭に立って推進するため、「①地域の農地面積に応じた農業委員数の確保」、「②農業委員を支える補助員制度（仮称）」、「③市町村毎の専任事務局職員等サポート体制の整備」等、農業委員会の体制強化と財源の確保を図ること。

③都道府県農業会議・全国農業会議所との系統性の堅持について地域における自主的・主体的な農業委員会の活動を支えるためには、都道府県や組織として統一的な対策等の方向、農業・農村現場との連絡調整など、組織を通じた情報の円滑な伝達、共有の取り組みが重要であり、農業委員会組織の有する市町村・都道府県・全国という「ネットワーク」は不可欠である。このため、法律に位置付けられた都道府県農業会議・全国農業会議所との系統性は堅持すること。

この3点について緊急要請書をつくり、今日から29日まで東京で全国の会長大会が行われ、うちからは森内事務局長が出席しております。今夜県下の国会議員の皆様との懇談会の中でこの要請書を提出することになっています。ご了承いただきたいと思います。

それでは総会を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） 本日は、2名の委員が欠席ですが、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、6番、森本文隆委員、7番、佐々木碩哉委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。有明町の譲受人は、宇土市の譲渡人より有明町の田5,708㎡、畑1,630㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。有明町の譲受人は、愛知県岡崎市の譲渡人より有明町の畑92㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。芦北郡芦北町の譲受人は、有明町の譲渡人より有明町の畑2,101㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

4番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より有明町の田 233㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

5番について説明します。熊本市南区の譲受人は、岡山県倉敷市の譲渡人より有明町の田 2,597㎡、畑 164㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。1番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係であります。申請地は有明町楠甫の高規格道路より南に位置します。譲受人は二十歳位でして農業高校を卒業し、その後農業試験場で勉強され今度就農されるということです。人・農地プランで青年就農給付金の対象になって今後一生懸命農業に精を出して積極的に取り組もうとしている人です。現在は水稻とオクラを作っておられ、今後は施設栽培等を考えておられます。問題はないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。2番について説明致します。譲渡人の実家と譲受人の住まいが隣同士です。場所は有明町大浦の東保育園付近になります。譲渡人の実家は両親が亡くなって家だけが建っていますが、その裏が申請地です。申請地の隣が譲受人の住んでいるところです。譲受人は地元の振興会の会長等一生懸命努力されて頑張っておられる方です。家庭菜園を作るということでございますので、問題ないと思いますが審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番(山田勝彦君) 24番、山田です。3番について説明致します。譲渡人は高齢で農地を管理できないということで、2年程前より農地が荒れておりました。譲受人は住所が芦北町になっておりますけれど、10年程前から有明町に住んでおられます。規模拡大をしたいということで商談がまとまり今回の申請に至ったそうです。問題はないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番(山田勝彦君) 24番、山田です。4番について説明致します。譲渡人は高齢で農地の管理ができないということです。譲受人は先月の総会で今回の申請地の隣を許可いただき、申請地も買って下さいという話になり商談がまとまりました。譲受人は若手でして施設栽培でデコポンを作っておられまして、規模拡大したいということです。なにも問題ないと思いますが、審議をよろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○38番(本田実君) 38番、本田です。5番について説明致します。申請地は国道324号線にある上津浦郵便局から少し入ったところにあります。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。

す。譲渡人が岡山に住まわっていて、農地の管理ができないということです。譲受人は熊本に住んでおられますが、水稲、野菜を作り安心・安全なものを食べたいということです。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。有明町の譲受人は、宇土市の譲渡人より、有明町の田5,708㎡、畑1,630㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稲、野菜を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。よろしく申し上げます。1番について説明申し上げます。ただいま事務局説明のとおりでございますけれど、前方のスクリーンをご覧ください。場所は有明町の下津浦になります。国道から少し南に位置します。現在はみかんと野菜を作っておられます。申請地に農業用倉庫と農業用の資材、コンテナ等を置く計画です。隣接農地の同意や区長さんからの排水同意もとっており、問題ないかと思いますがご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。牛深町の申請人は、自己の住宅を建築

したいため、牛深町の畑 234 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。2番についてご説明申し上げます。資料④の2ページ目をご覧ください。申請地の場所は、牛深のハイヤ大橋を渡りまして左手の方へずっといったところですよ。昭和62年頃農地に建物を増築してしまったということです。今回地籍調査の結果、農地であることが分かって今回申請なされたものです。区長の同意書および始末書が添付されており、なんら問題はないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。志柿町の申請人は太陽光発電施設を設置するため、志柿町の畑3,147 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。3番についてご説明致します。場所は志柿町の本渡五和農協志柿支所から果てしなく山の方へ行ったところになります。資料④の3ページをご覧ください。ここらへんに家があるのかと思うぐらい山の中ですよ。スクリーンの上の方には建物が映っていますが、あそこにはだれも住んでいません。北側に農場があり電線がはしっており、電気は繋がるなと思いました。周囲は全部杉山です。ご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。浜崎町の譲受人は貸駐車場とするため、今釜新町の譲渡人から浜崎町の畑857㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。1番について説明致します。譲受人は事務局説明のとおり、贈与により譲り受け貸駐車場として転用したいということです。場所は本渡北小学校の近くです。資料④の4ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。譲受人は高齢で農地として管理ができないため、車24台分の貸駐車場に転用したいということです。写真の左側に農地がありますが、隣接所有者の同意書も添付してあります。また、給水、生活雑排水等はなく、雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。八幡町の譲受人は事務所用駐車場とするため、福岡県宗像市の譲渡人から八幡町の畑560㎡の内99.92㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

- 議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。
- 31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。譲受人は事務局説明のとおり、事務所用駐車場として転用したいということです。資料④は5ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。広瀬川にかかる広瀬橋の近くです。申請地560㎡のうち99.92㎡を分筆し駐車場として転用したいということです。周囲は宅地で雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。
- 29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。お尋ね致します。ただいま申請地の横、残りの農地に関しまして、始末書があがっておりますけれど、今後どのようにされるのか確認したいと思います。
- 31番（松原高弘君） 残りの農地につきましては、宅地として転用申請が提出されており、次の案件で審議していただきますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありますか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。
（異議なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に3番について、事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。八幡町の譲受人は社宅とするため、福岡県宗像市の譲渡人から八幡町の畑560㎡の内460.07㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。
- 議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。
- 31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。場所は2番案件と同じで広瀬橋の近くになります。資料④は6ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地560㎡のうち460.07㎡を分筆し社宅を建築されます。給水は市水より、生活雑排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は宅地で特に問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願い致します。
- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 4番について説明します。川原町の譲受人は建売住宅とするため、福岡県福岡市の譲渡人から本渡町の田639㎡の内160.84㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。4番について説明致します。譲受人は事務局説明のとおり、売買により取得し建売住宅として転用したいということです。場所は本渡町本戸馬場にあるパチンコ屋の近くです。資料④は7ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。1棟の建売住宅で、給水は市水より、生活雑排水は下水道へ、雨水は側溝を設け利用されます。周囲は道路で東側は宅地化が進んでおり、特に問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 5番について説明します。栄町の譲受人は建売住宅とするため、本渡町の譲渡人外2名から本渡町の田2,278.45㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に一部造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。5番について説明致します。譲受人は事務局説明

のとおり、建売住宅として転用したいということです。場所は本渡町本泉にある本泉橋の近くです。資料④は8ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。9棟の建売住宅と公園、道路を計画されています。一部駐車場として利用してありましたので、始末書が添付されています。給水は市水より、生活雑排水は市下水道へ、雨水は側溝を設け道路側溝へ流されます。近くに大きな水路、川もあり雨水は問題ないかと思えます。隣接の同意書もとってあります。申請地の西側は開発され住宅化が進んでおり、特に問題ないと思えますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。亀場町の譲受人は個人住宅を建築するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の畑328㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。6番について説明致します。スクリーンをご覧くださいと家が見えますけれど、その付近は家の新築が進んでいる地域でございます。場所は楠浦小学校から直線で500m程行ったところになります。譲受人は亀場町の借家に長年住んでおられましたが、近々子供が帰省し同居する予定であります。これを機に自己住宅を建築したいとの申請でございます。給排水計画につきましては、市の上水道から給水します。雨水は道路側溝へ流し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を經由して側溝へ放流致します。建物は隣接農地より十分な距離をとりますので、近隣の農作物への日照通風の影響はないかと思われま。さらに、近隣の農地地権者の同意及び区長の排水同意書が添付されております。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。佐伊津町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、本渡町の貸渡人から下浦町の畑704㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。7番について説明致します。場所は下浦の郵便局の南側に位置します。貸渡人と借受人の関係につきましては、貸渡人の子が借受人の会社の代表取締役でございます。資料④の10ページを見てもらうと分かると思いますけれど、2筆の申請地の間は宅地でございます。スクリーンの写真は雨の日に撮っておりますので水が溜まっておりますけれど、宅地部分は泥で整地してあります。雨水は側溝を作りそこへ流すと計画されています。太陽光発電施設をそこへ設置されるということでございます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。下浦町の譲受人は水道ポンプ用地とするため、鹿児島県出水市の譲渡人から下浦町の畑88㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既にポンプを設置しているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。8番について説明致します。場所は下浦にある病院の南側に位置します。譲渡人は高齢で鹿児島に住まれていて天草の方にも来る予定がなく、自分が生きているうちに財産を処分したいということでした。譲受人は石材業を営ん

でおられ、近くに工場を持っておられます。石研ぎにはものすごい水が要りますので、既に亡くなられている譲受人のお父さんが以前借り受けて、ポンプを据えて工場へ水を送っておられましたので始末書が添付されております。周囲は遊休農地になっております。特別なにも問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 南町の借受人は、太陽光発電施設を建設したいため、五和町の貸渡人から、五和町の田314㎡畑2,441.20㎡合計2,755.20㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。なお、転用面積以外の雑種地等を含む総事業面積は、3,967.45㎡で、太陽光発電パネル720枚、発電量は約220キロワットの計画となっています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。9番について説明致します。資料④の12ページと前方のスクリーンをご覧ください。場所は天草空港のすぐ下になります。空港の下で陰のように思われるかもしれませんが、1日中太陽が十分に当たるところになります。太陽光発電にて売電したいということです。面積は3反弱でございます。周囲に迷惑掛けるということはありません。雨水は道路側溝を利用して流すということでございまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 10番、11番につきましては同じ譲受人で転用目的が同じでございますので一括して説明させていただきたいと思いますが、会長よろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（藤崎眞二君） 10番について説明します。有明町の譲受人は、自社の建材部門のU字溝等の資材置場としたいため、有明町の譲渡人から、有明町の田250㎡、田19㎡を売買により譲り受け転用したいというものです。

11番につきましては、建材部門の砕石等の資材置場としたいため、有明町の譲渡人から有明町の田4,163㎡ 畑234㎡を売買により譲り受け転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。資料④は13ページと14ページでございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、一括して説明致します。スクリーンを見ていただくと分かるように、場所は有明町下津浦にある旧有明西中学校より南側に位置します。譲受人は建材業と運送業をされております。今年の2月の総会で今回申請地の隣を資材置場として申請し、許可をいただいたところでございますが、資材置場が狭くなったということで売買により取得し、砕石の管理とクラッシャーランの置場や通路とし、排水の計画もしてありなにも問題ないと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） それではまず、ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

続きまして11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 12番について説明します。旭町の譲受人は、自己住宅の駐車場としたいため、大阪市の譲渡人から、新和町の畑203㎡を売買により譲り受け、転用したい

というものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。12番について説明致します。地図は資料④の15ページ及び前方のスクリーンをご覧ください。場所は大宮地橋を渡りまして山手に少し入ったところでございます。今回譲受人が手前の住宅を買われまして、そこに駐車場がないということでこの畑を駐車場にしたいとのことでした。転用面積は203㎡ですが実際有効面積は狭く、車が2、3台は停められるかなと見て参りました。雨水は道路の側溝へ流される計画です。造成はしないということです。近くに農地もないので影響はないと思います。区長さんから排水同意ももらってあり問題ないと思いますが、審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 13番について説明します。天草町の譲受人は、自己住宅を建築したいため、天草町の譲渡人から、天草町の田300㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。13番について説明致します。これは以前転用許可申請を出して許可をいただいたんですけど、実際建てる時に敷地面積が狭く駐車スペースがないということで、敷地を拡張したいということです。次の議案でも事業計画変更として申請してあります。譲受人が平成7年に埋め立てたということで、始末書が添付されており、なにも問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に14番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 14番について説明します。熊本市の借受人は、太陽光発電施設を建設したいため、河浦町の貸渡人から、河浦町の田661㎡を使用貸借権により借り受け、転用したいというものです。なお、太陽光発電パネル284枚、発電量は約46.86キロワットの計画となっています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番(小川浩治君) 30番、小川です。14番について説明致します。資料④は17ページを見ていただきたいと思いますが、今家が見えておりますが、去年小学校のプールのすぐ横に転用許可を受け、建てられた家になります。貸渡人が体力的に耕作が困難になりまして、借受人も転勤が多く農地として管理ができないため太陽光発電施設として計画しておられます。給水及び生活雑排水はありません。雨水は地下自然浸透方式とオーバーフロー分は東側道路側溝へ放流します。被害防除計画については、整地程度であり被害の発生はないと思いますが、万一発生した際は事業主により責任を持って対処します。隣接地主と地区の区長も同意しており、問題ないと思いますので皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に15番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 15番について説明します。河浦町の借受人は、太陽光発電施設を建設したいため、河浦町の貸渡人から、河浦町の田2筆1,932㎡を使用貸借権により借り受け、転用したいというものです。なお、太陽光発電パネル264枚、発電量は約52.80キロワットの計画となっています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第

2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。15番について説明致します。借受人は貸渡人の娘婿にあたります。場所は旧富津小学校近くになります。付近には個人住宅が点在しており、雑草の刈り取り等維持管理に苦慮しておりまして、周囲に山や高層住宅、建築物がなく日当たりが良好なため太陽光発電に最適地であることが主な理由となっております。給水計画及び汚水・生活雑廃水はありません。雨水は申請地に勾配、側溝を設け隣の水路に流します。なお、法に不慣れなため無断で雑種地に転用したことを反省し、始末書を添付してあります。隣接地主と地区の区長さんも同意しており問題ないと思いますので、みなさんのご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました15番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第24号、事業計画変更承認申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5条の13番で申請があります案件ですが、平成25年12月25日付熊本県指令天農普振第171号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けていますが、当初計画面積に使用できない法面面積が含まれており建築面積に不足が生じたため、事業計画変更承認の申請がなされております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 事業計画変更承認申請について、皆さんから質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第25号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 25 号について説明します。資料②の 8 ページからご説明致します。今回の利用権の新規設定の計画が 21 件、再設定の計画が 15 件、合計で 36 件、総面積は 123,842 m²となっております。

10 ページ目の 12 番、13 番、14 番、11 ページ目の 15 番、16 番、17 番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の案件でございます。また、次に申し上げます案件につきましては、農地利用集積円滑化団体における転貸分でございます。11 ページ目の 20 番、12 ページ目の 22 番、24 番、13 ページ目の 27 番、29 番でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 36 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議題 26 号、くまもと農業ステップアップ大作戦の目標及び計画についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（林泰裕君） 議題 26 号、くまもと農業ステップアップ大作戦の目標及び計画につきましてご説明致します。資料⑤をご覧いただきたいと思っております。昨年までバックアップ大作戦ということでございましたが今年度からステップアップ大作戦に名称が変わりました。内容は同じような内容でございます。また、班編成につきましては皆さんご存じのとおり 10 月の改選時になされましたチーム編成どおりに今年度もお願いしたいと思います。3 班に分れておりますが、まず担い手作戦チームのリーダーは松岡委員様、人員数が 15 名。耕作放棄地解消作戦チームのリーダーは稲田職務代理様、人員数は 15 名。農業振興作戦チームは山本委員様をリーダーと致しまして、人員数 6 名という班編成でございます。それぞれに役割ということで下の表に、左からチーム名、管内の現状や課題、平成 26 年度の目標ということで記載しておりますが、平成 26 年度の目標につきましては 4 月の総会におき

まして皆様方にお諮り致しました農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画という中の数値をそのまま記載しております。

簡単にご説明させていただきますと、まず担い手作戦チームの主な内容と致しましては、担い手の育成支援、農業経営安定化に向けた農家への指導及び支援、これが主な仕事になると思われます。具体的には認定農家の掘り起こし、新規就農者の確保、また認定農家との意見交換会が毎年行われておりますが、これにご参加いただきたいということです。

次に耕作放棄地解消作戦チームでございますが、次の議題にあがっておりますように、非農地化を進めようという動きもありますけれど、やはり再生可能な農地は農業委員会としてはなんとか再生していこうということで取り組んでいきたいということです。耕作放棄地解消活動や農地利用状況調査、農地パトロール、これらを中心とした業務になると思います。

それから農業振興作戦チームにおかれましては、農業委員会だより、農業者年金の加入促進、全国農業新聞の普及拡大ということで取り組んでいただきたいということです。これまでは中々皆様集まる機会がないということで各チームに農業委員会だよりということで農業振興作戦チームには発行時期に集まっていたらご協議を行っていただいたわけでございますけれど、今年度はそれぞれのチーム、役割がございます。裏面にまず作戦計画ということで

6月以降月別にそれぞれ帯状で目標に対しての活動計画時期を表にしております。これを受けまして事前に総会の前後に時間をとり、それぞれのチームで集まりご審議いただきながら今年度は進めていただけたらと考えております。例えば耕作放棄地解消作戦チームにおかれましては、毎年行われておりますひまわりの栽培を今年度はどうしようかという審議をいただければというふうに考えております。今年度は本渡地区ということで亀場町を検討しておりますけれども、来月の総会時に時間をとって審議いただければと思います。また、農業振興作戦チームにおかれましても、農業委員会だよりの発行ももちろんでございますけれども、農業新聞の普及拡大、年金の加入促進につきましてもご協議いただければと考えております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただ今事務局から平成26年度の目標活動計画について説明がありました。皆さんからご意見や質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件についてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議ありませんので、原案のとおり決定します。目標の達成と活動に向けて皆さんの積極的な活動を期待しています。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議題27号、天草市農業委員会非農地化事務取扱要領についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 農地に該当するか否かの判断事務の取扱要領について説明致します。よろしくをお願いします。

まず目的についてですが、この要領につきましても、耕作放棄地に係る農地法に規定する「農地」に該当するか否かを判断し、該当しない場合は「非農地」として処理し、土地の現況と農地基本台帳等各種台帳との地目の整合を図ることを目的とします。

次に農地に該当するか否かの判断基準についてですが、(1)土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもので、既に森林化、原野化している状態です。

(2) (1)以外の場合であっても、対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもので、周囲が山林、川などの影響で、農地の維持が困難な場合などの状態です。

最後になりますが非農地通知の事務手続きについてですが、①所有者が農地に該当するか否かの判断を依頼するときは、別紙様式1「非農地通知書交付申請書」に必要事項を記入し農業委員会に提出していただきます。所有者というのは土地の名義人、土地の所有者になります。②農業委員会は、農業委員さん1人を含む複数の者によって現況調査を実施する。農業委員さん1人と農業委員会事務局職員数名で、農地であるか否かの現地調査を行ないます。③農業委員会は、現況調査の結果に基づき「農地」に該当するか否かについて、農業委員会総会の議決により判断していただくこととなります。④農業委員会は、「農地」と判断したときは所有者にその旨を通知します。「農地」に該当しないと判断したときは、所有者に対して別紙様式2「非農地通知書」を、市、県及び法務局に対しては別紙様式3「非農地通知一覧表」を送付します。⑤所有者へ「非農地通知書」を送付するときは、登記地目の変更を行なうよう要請し、申請書の様式と記入要領、注意事項を記載した書類を同封します。地目変更は、所有者が行なうこととなりますので、登記地目変更の手続きについての文章を同封します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして質疑はありませんか。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。この非農地通知の交付申請は個人から申請があった時だけ対応するのですか。こちらからあなたの土地は山だから早く申請せろとか、

農業委員会が積極的に言うのか、多分一般の方は知らないと思うのですが。どういう対応をしたらいいのかお尋ねしたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） 非農地化につきまして数年前から国とか県から登記簿上農地、実際は現況が山林化しているという状況にあるものについては非農地化、山林とか原野へ登記簿の地目を変更しなさいという通知がきております。他の市町村におきましても、数年前から非農地化の手続きをしているという確認もとれております。今回事務取扱要領というものを議題に提出させていただきましたのは、こういった形で一旦取扱要領を定め、こういった流れで事務を進めていくのかというのを、当面様子を伺いながらと言いますか、対応してみて不都合な部分とか色々出てくると思いますので調整しながら一般の方への周知を図っていきたいと考えております。現在では時期等は具体的には決まっていないところでございます。

○29番（小堀田幸一君） 以前、現況が山だった畑があったのですが、県から指導を受けました。こういった非農地の話があったのなら、山だったらよかはずだったのに、県は中々認めんことがあったとです。こういったことを早く教えてもらっとけばよかったと思います。山林に転用するという事案が議案にも結構あがってくると思いますけれど、この非農地の受付をしておれば別に農業委員会で審議せんでも山林に変更できるということですので、早く農業委員や土地所有者に教えればよかつじやなかとかなと思いました。

○事務局（瀧本由一君） ちょっと説明が不足しておりましたけれど、先ほど申し上げました土地が森林の様相を呈しているなど、という言葉自体が既に森林化あるいは原野化ということで小堀田委員が言われた部分とは若干説明が違いますけれど、今後山林に転用しようというものにつきましては今までどおり許可申請していただきます。

○事務局（藤崎眞二君） 要するに畑とか田が雑木林として山林の様相を呈している場合につきましてはこの非農地化の取扱で進めていこうということと、杉とか檜とか既に植林をされたところ、要するに手を掛けて山になったところは今まで通り転用許可申請をしていたくという流れになっております。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。小堀田委員からの意見がでておりましたけれども、この目的に「この要領につきましては、耕作放棄地に係る農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項」と法律があるわけですが、日本の農地は470万haあるといわれております。田で270万ha、畑、果樹園も含めて200万haということになっているわけですが、現況は相当な面積が荒れ放題、畑については天草の場合は猪からやられておる。あるいは高齢化で農地が放置状態になっておるということですのでございますれば、これは国の仕事であって、徹底するように農地の持ち主にひとつ1年じゃできんと思いますが、この際

農地の面積は、例えば年度当初、お宅の農地の評価額で税が賦課されていくわけですが、ああいう農地がもう既に放置状態になっているにも関わらず、農地として見て課税されているわけですが、この際、鶴田会長が中心になって農家が高齢になって百姓もできんごとなったよという調査をするべきじゃないかなと。一筆一筆お宅の土地はこれだけ農地になっておって税はこういうことに評価をされておるということをこの際1、2年じゃできんごと思いますけれども、農家に、地主に私は今調査をすべきじゃないかと提案をしたいと思います。

○議長（鶴田雄二君） 一筆調査につきましては、昨年8名の方を臨時雇用して調査を終えております。だからこの場合はもう山林で重機を入れてから畑とか田に直さんば耕作されんばいというような非常に荒れた土地、これを取り扱うということです。植林された分は先ほど事務局から説明がありましたように転用許可申請してもらわなければならないということです。上天草市は昨年1カ所島を非農地化してみたそうです。昨年から何か所かの農業委員会が取り組んでいるという状況です。天草市では今年から提案してみようということです。以上です。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。おっしゃる通りでございますけれども、それは農業委員だけとか行政だけでやるのは駄目だと思います。これはやっぱり土地を持った人が認識をしておくことが大事だと思いますよ。

○議長（鶴田雄二君） この要領ができあがったならば、皆さん方に広報等を通して周知するのがいいのではないかと考えております。

○事務局（林泰裕君） ただいま川原委員が仰った件で一言補足を申し上げますと、税の課税につきましては現況で課税するという事になっております。現況が原野化していれば通常は原野として課税されていると思います。このような場合、登記地目が農地であれば農業委員会を通して許可を受けていただくということになりますが、原野化してどうしようもないという時の打開するために、非農地化して権利譲渡するとかそういう方向ですすめていく素案であるということです。以上補足説明をさせていただきました。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議ありませんので、本件は原案のとおり決定します。今後申請に基づき現地確認の作業、総会での決議、非農地通知の発送等の業務を行うことになりましたが、皆様のご協力をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 資料②の最後のページをご覧ください。農地利用形状変更届が五和町から1件、新和町から1件、両方とも切土盛土により高さを揃えて形状変更して農地として利用したいというものでした。許可不要転用届についてはありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

午後3時30分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 森本文隆

署名委員 佐々木碩哉